

# 矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

## 1. 開催日時

令和3年10月8日（金）午前9時30分～午前10時25分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

## 3. 出席委員 16名

| 農業委員 9名 |        |   | 農地利用最適化推進委員 7名 |       |   |
|---------|--------|---|----------------|-------|---|
| 1番      | 岸野 敏夫  | 出 | 矢掛地区推進委員       | 阿部 泰博 | 出 |
| 2番      | 石井 博   | 出 | 美川地区推進委員       | 守屋 弘旨 | 出 |
| 3番      | 妹尾 吉高  | 出 | 三谷地区推進委員       | 田邊 穂積 | 出 |
| 4番      | 竹内 義男  | 出 | 山田地区推進委員       | 門野 竹志 | 出 |
| 5番      | 三好 伸夫  | 出 | 川面地区推進委員       | 池田 信夫 | 出 |
| 6番      | 坪井 幹子  | 出 | 中川地区推進委員       | 奥村 明美 | 出 |
| 7番      | 山部 智裕  | 出 | 小田地区推進委員       | 妹尾 行恭 | 出 |
| 8番      | 池田 喬   | 出 |                |       |   |
| 9番      | 高月 周次郎 | 出 |                |       |   |

## 4. 議案日程

- (1) 議案第32号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について
- (2) 議案第33号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第34号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第35号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第36号 農地法第5条の規定による賃貸借権設定の許可申請について
- (6) 議案第37号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について

## 5. 議案の内容

別紙のとおり

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | <p>それでは、ただ今から令和3年度第7回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長   | <p>本日は、委員全員が出席です。全員の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、5番 三好委員と、6番 坪井委員を指名します。</p> <p>議事に入る前に、報告事項があります。</p> <p>8月30日の総会議案第31号「農地法第18条第1項の規定による許可申請について」の事案番号3番について、「岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行う」ことを議決していました。</p> <p>9月28日に岡山県農業会議へ諮問した結果、同日付けで「許可を適当」とする旨の答申があり、議案第31号の事案番号3番については、同日付けで許可処分を行いましたので、報告します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第32号から議案第37号の6議案です。</p> |
| 議 長   | <p><b>議案第32号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得の下限面積（別段の面積）の設定について、事務局から説明します。</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事 務 局 | <p>議案第32号は、別段の面積の設定の適用について審議していただくもので、今回、下限面積0.1aの適用の申請が1件あります。矢掛町農業委員会では、平成30年4月から、農地法施行規則第17条第2項を適用し、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地の内、所有者から区域指定申請のあった農地に限り、下限面積を0.1aとしています。申請地はこの条件を満たしております。この後、審議していただく議案第33号の事案番号18番、20番に関連します。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第32号につきまして、意見はありますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長   | 異議がありませんので、議案第 3 2 号につきましては案のとおり決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 議 長   | 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について、<br>9 件議題とします。事務局から説明します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事 務 局 | <p>(議案朗読説明)</p> <div> <p>以上 9 件について、総会次第の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>事案番号 1 8 番、2 0 番は先ほど審議いただいた議案第 3 2 号に関連しており、矢掛町空き家情報登録制度に登録された空き家に付随する農地のため、農地法施行規則第 1 7 条第 2 項により、下限面積が 0. 1 a となります。</p> <p>事案番号 2 1 番は、南山田 3603 番 2 について、有限責任山田信用販売購買生産組合による抵当権が設定されています。当該生産組合は昭和 17 年 3 月 3 日に解散しています。申請者から、抵当権の解除手続きは譲受人が行う旨の同意書が提出されています。</p> </div> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号 1 8 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 7 番委員 | 確認しました。譲受人と譲渡人の間で合意しており、特に問題はないと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 8 番につきまして、他に意見はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 8 番につきましては、許可と決定します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 議 長   | 事案番号 1 9 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 7 番委員 | 確認しました。特に問題はないと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 9 番につきまして、他に意見はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|       |                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------|
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                     |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 19 番につきましては、許可と決定します。                                      |
| 議 長   | 事案番号 20 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                                          |
| 7 番委員 | 確認しました。特に問題はないと思います。                                                       |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 20 番につきまして、他に意見はありませんか。                              |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                     |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 20 番につきましては、許可と決定します。                                      |
| 議 長   | 事案番号 21 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                                          |
| 1 番委員 | 倉敷市居住の方が購入されますが、この方は南山田で耕作をされています。作業小屋や倉庫等も南山田にあり、耕作面積が増えても問題なく耕作できると思います。 |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 21 番につきまして、他に意見はありませんか。                              |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                     |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 21 番につきましては、許可と決定します。                                      |
| 議 長   | 事案番号 22 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                                          |
| 1 番委員 | 当該地は非常に小さい面積の農地ですが、譲受人が所有している農地に隣接しています。問題はないと思います。                        |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 22 番につきまして、他に意見はありませんか。                              |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                     |

|       |                                                |
|-------|------------------------------------------------|
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号２２番につきましては、許可と決定します。            |
| 議 長   | 事案番号２３番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                |
| １番委員  | 譲受人は倉敷市在住ですが、町の空き家バンクを利用して自宅を購入されます。問題ないと思います。 |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号２３番につきまして、他に意見はありませんか。    |
| 各 委 員 | (異議なし)                                         |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号２３番につきましては、許可と決定します。            |
| 議 長   | 事案番号２４番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                |
| ８番委員  | 確認しました。特に問題はないと思います。                           |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号２４番につきまして、他に意見はありませんか。    |
| 各 委 員 | (異議なし)                                         |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号２４番につきましては、許可と決定します。            |
| 議 長   | 事案番号２５番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                |
| ２番委員  | 譲受人からの要望があり、所有権移転されます。特に問題はありません。              |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号２５番につきまして、他に意見はありませんか。    |
| 各 委 員 | (異議なし)                                         |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号２５番につきましては、許可と決定します。            |

|       |                                                                                                                                                                                      |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | 事案番号 2 6 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。                                                                                                                                                  |
| 2 番委員 | 長年に渡り、譲受人が耕作していた土地です。この度、所有者が亡くなられたのを機に相続の上、所有権を移転されます。問題はないと思います。                                                                                                                   |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 2 6 番につきまして、他に意見はありませんか。                                                                                                                                       |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                                                                                                                               |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 2 6 番につきましては、許可と決定します。                                                                                                                                               |
| 議 長   | 議案第 3 4 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、5 件議題といたします。事務局から説明します。                                                                                                                          |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)<br><div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上 5 件について、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号 1 2 番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。                                                                                                                                |
| 5 番委員 | 現地確認をしました。排水、周辺農地への影響等、特に問題ないと思います。                                                                                                                                                  |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 2 番につきまして、他に意見はありませんか。                                                                                                                                       |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                                                                                                                               |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 2 番につきましては、許可と決定します。                                                                                                                                               |
| 議 長   | 事案番号 1 3, 1 4 番につきましては、関連するため、一括審議します。<br>地元農業委員の意見ををお願いします。                                                                                                                         |

|       |                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------|
| 1 番委員 | 現地を確認しました。地元への説明もされていて、問題ないと思います。                              |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 3， 1 4 番につきまして、他に意見はありませんか。            |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                         |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 3， 1 4 番につきましては、許可と決定します。                    |
| 議 長   | 事案番号 1 5 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                             |
| 1 番委員 | 現地を確認しました。申請人の実家の資材置場として利用されます。問題はないと思います。                     |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 5 番につきまして、他に意見はありませんか。                 |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                         |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 5 番につきましては、許可と決定します。                         |
| 議 長   | 事案番号 1 6 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                             |
| 8 番委員 | 現地を確認しました。排水，周辺農地への影響等，特に問題ないと思います。                            |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 6 番につきまして、他に意見はありませんか。                 |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                         |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 6 番につきましては、許可と決定します。                         |
| 議 長   | 議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、1 件議題といたします。事務局から説明します。 |

|       |                                                                                                                                                                             |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事 務 局 | (議案朗読説明)                                                                                                                                                                    |
|       | <p>事案番号 17 番は、申請農地から 300 m 以内に町役場が存在するため、第 3 種農地としています。また、小林 73 番 3 は、登記地目が雑種地となっていますが、現況地目が畑であるため、農地法が適用されます。つきましては、農地法第 5 条の許可申請が必要となります。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 17 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>                                                                                                              |
| 4 番委員 | <p>現地を確認しました。排水、周辺農地への影響等、問題ないと思います。</p>                                                                                                                                    |
| 議 長   | <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号 17 番につきまして、他に意見はありませんか。</p>                                                                                                                        |
| 各 委 員 | <p>(異議なし)</p>                                                                                                                                                               |
| 議 長   | <p>異議がありませんので、事案番号 17 番につきましては、許可と決定します。</p>                                                                                                                                |
| 議 長   | <p><b>議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、1 件</b>議題といたします。事務局から説明します。</p>                                                                                                |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)                                                                                                                                                                    |
|       | <p>事案番号 1 番は、第 1 種農地であり、ほ場整備の非農用地です。農地法が適用され、転用許可が必要です。農地法施行規則第 37 条の第 1 種農地の例外転用許可規定「土地改良法の非農用地区域の設定」に該当しています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>                             |
| 議 長   | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号 1 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。</p>                                                                                                               |
| 1 番委員 | <p>露天駐車場が完成しています。始末書を提出されています。排水の工事もされていて、問題ありません。</p>                                                                                                                      |



|       |                                                                                                                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 番につきまして、他に意見はありませんか。                                                                                                                        |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                                                                                                              |
| 議 長   | 異議がありませんので、事案番号 1 番につきましては、許可と決定します。                                                                                                                                |
| 議 長   | 議案第 3 7 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、1 件議題といたします。事務局から説明します。                                                                                                    |
| 事 務 局 | (議案朗読説明)                                                                                                                                                            |
|       | <div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>事案番号 1 番は、申請農地から 5 0 0 m以内に 2 以上の教育施設、医療施設、公共施設が存在するため、第 3 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div> |
| 議 長   | 事務局の説明が終わりました。<br>事案番号 1 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。                                                                                                                  |
| 8 番委員 | 現地を確認しました。居宅、露天駐車場、出入道に転用されます。特に問題はないと思います。                                                                                                                         |
| 議 長   | 地元農業委員から意見がありました。事案番号 1 番につきまして、他に意見はありませんか。                                                                                                                        |
| 1 番委員 | 本件は使用貸借権設定となっておりますが、賃貸借権設定との違いを教えてください。                                                                                                                             |
| 事 務 局 | 使用貸借権設定は、無償での土地の貸し借りです。賃貸借権設定は、有償での土地の貸し借りです。                                                                                                                       |
| 1 番委員 | よくわかりました。                                                                                                                                                           |
| 議 長   | 他に意見はありませんか。                                                                                                                                                        |
| 各 委 員 | (異議なし)                                                                                                                                                              |

|              |                                                      |
|--------------|------------------------------------------------------|
| 議 長          | 異議がありませんので、事案番号 1 番につきましては、許可と決定します。                 |
| 議 長          | 次に 4. 各種報告について確認します。                                 |
| 議 長          | (1) 利用目的の変更届について<br>地元推進委員の確認報告をお願いします。              |
| 三谷地区<br>推進委員 | 事案番号 1 番について、確認しました。問題はありません。                        |
| 議 長          | (2) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について<br>地元推進委員の確認報告をお願いします。 |
| 矢掛地区<br>推進委員 | 事案番号 1 番について、確認しました。問題はありません。                        |
| 三谷地区<br>推進委員 | 事案番号 2 番について、確認しました。問題はありません。                        |
| 山田地区<br>推進委員 | 事案番号 3 番から 8 番について、確認しました。問題はありません。                  |
| 川面地区<br>推進委員 | 事案番号 9 番について、確認しました。問題はありません。                        |
| 議 長          | (3) 農地転用の完了報告書について<br>地元農業委員の確認報告をお願いします。            |
| 4 番委員        | 矢掛地区の 4 件について、確認しました。問題はありません。                       |
| 5 番委員        | 美川地区の 1 件について、確認しました。問題はありません。                       |
| 7 番委員        | 三谷地区の 1 件について、確認しました。問題はありません。                       |
| 1 番委員        | 山田地区の 3 件について、確認しました。問題はありません。                       |
| 8 番委員        | 川面地区の 4 件について、確認しました。問題はありません。                       |

|         |                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 2 番 委 員 | 中川地区の 4 件について，確認しました。問題はありません。                                    |
| 3 番 委 員 | 小田地区の 3 件について，確認しました。問題はありません。                                    |
| 議 長     | <p>以上で、今月の議案についての審議は終了しました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。</p> |